

■ の文言は改定後に変更となります。

■ の文言は改定後に追加となります。

りそな Visa カード法人会員規約(コーポレートカード用・会社一括方式)

第2条(カード担当者、カード利用単位、管理責任者、カード使用者)	第2条(カード担当者、カード利用単位、管理責任者、カード使用者)
2. 会員は、入会申込みにあたり会員の部課、事業所等組織の実情に即してカード利用状況等の管理を行う単位(以下「カード利用単位」という)を指定し、各カード利用単位毎に1名の管理責任者を指定するものとします。なお、カード利用単位を指定しない場合でも1名の管理責任者を指定するものとします。	2. 会員は、入会申込みにあたり会員の部課、事業所等組織の実情に即してカード利用状況等の管理を行う単位(以下「カード利用単位」という)を指定し、各カード利用単位ごとに1名の管理責任者を指定するものとします。なお、カード利用単位を指定しない場合でも1名の管理責任者を指定するものとします。
第3条(カードの貸与と取扱い)	第3条(カードの貸与と取扱い)
1. 当社は、会員および使用者に使用者氏名・会員番号・有効期限等(以下「カード情報」という)を券面に印字または登録した使用者の申込区分に応じたクレジットカード(以下「カード」という)を発行し、貸与します。カードおよびカード情報は、カード券面に印字または登録された使用者本人以外使用できないものとします。また、会員および使用者は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。また、会員および使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し、管理するものとします。会員は、カード発行後も、届出事項(第20条第1項の届出事項をいう)の確認(以下「取引時確認」という)手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。	1. 当社は、会員および使用者に使用者氏名・会員番号・有効期限等(以下「カード情報」という)を券面に印字または登録した使用者の申込区分に応じたクレジットカード(以下「カード」という)を発行し、貸与します。カードおよびカード情報は、カード券面に印字または登録された使用者本人以外使用できないものとします。また、会員および使用者は、現行紙幣・貨幣の購入、または、現金化を目的として商品・サービスの購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。また、会員および使用者は、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を使用し、管理するものとします。会員および使用者は、カード発行後も、届出事項(第20条第1項の届出事項をいう)の確認(以下「取引時確認」という)の手続を当社が求めた場合にはこれに従うものとします。
3. カードの所有権は、当社に属しますので、会員および使用者が他人にカードを貸与・譲渡・質入・寄託またはカード情報を預託してはならず、また、理由の如何を問わず、カードおよびカード情報を他人に使用させまたは使用のために占有を移転させてはなりません。	3. カードの所有権は、当社に属しますので、会員および使用者が他人にカードを貸与・譲渡・質入・寄託またはカード情報を預託してはならず、また、理由のいかんを問わず、カードおよびカード情報を他人に使用させまたは使用のために占有を移転させてはなりません。
第5条(年会費)	第5条(年会費)
会員は、当社に対して所定の年会費を支払うものとします。なお、年会費の支払期日は別途通知するものとし、支払われた年会費は理由の如何を問わず返還しないものとします。	会員は、当社に対して所定の年会費を支払うものとします。なお、年会費の支払期日は別途通知するものとし、支払われた年会費は理由のいかんを問わず返還しないものとします。
第6条(カードご利用枠)	第6条(カードご利用枠)
3. カードご利用枠のうち、使用者の国内キャッシュサービス	3. カードご利用枠のうち、使用者のキャッシュサービスの

<p>スの月間利用枠は、各カードにつき20万円を超えない範囲で会員が申し出た金額で、当社が定めるものとします。</p>	<p>月間利用枠は、各カードにつき 50万円を超えない範囲で会員が申し出た金額で、当社が定めるものとします。</p>
<p>4. 本条に定めるカードご利用枠は、会員または使用者が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認める場合には特段の通知を要せず減額できるものとします。</p>	<p>4. 前3項のカードご利用枠は、会員または使用者が以下のいずれかに該当した場合、その他当社が必要と認める場合には特段の通知を要せず減額できるものとします。</p>
<p>5. 本条に定めるカードご利用枠は、当社所定の方法によりこれを増額できるものとします。なお、本条第3項に定める利用枠は、会員が希望した場合に増額するものとし、同項の定めにかかわらず、国内キャッシュサービスは20万円、海外キャッシュサービスは50万円を超えて増額できるものとします。ただし、会員が会員または使用者のカードご利用枠の増額を希望する場合は、管理責任者が当社所定の方法により申込みいただき当社が適当と認めた場合に増額するものとします。</p>	<p>5. 本条に定めるカードご利用枠は、当社所定の方法によりこれを増額できるものとします。なお、本条第3項に定める利用枠は、会員が希望した場合に増額するものとし、同項の定めにかかわらず、50万円を超えて増額できるものとします。ただし、会員が会員または使用者のカードご利用枠の増額を希望する場合は、管理責任者が当社所定の方法により申込みいただき当社が適当と認めた場合に増額するものとします。</p>
<p>第7条(カード利用代金債務)</p>	<p>第7条(カード利用代金債務)</p>
<p>1. 会員は、全カードの利用による債務および本規約に基づく一切の債務について支払いの責を負うものとします。</p>	<p>1. 会員は、全カードの利用に係る債務および本規約に基づく一切の債務について支払いの責を負うものとします。</p>
<p>第8条(代金決済)</p>	<p>第8条(代金決済)</p>
<p>2. 当社に支払うべき債務の支払期日は、前項の支払方法の区分に従い、次の通りとします。</p> <p>(1)会員の預金口座からの口座振替により支払う方法の支払期日は、毎月10日とし、締切日を毎月15日とします。なお、支払期日は、当社または金融機関の都合により毎月8日または13日とすることがありますのでその場合は別途通知いたします。なお、支払期日の当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。また、代金決済の支払口座に異名義口座(別法人、個人、または支社等の口座)の設定を希望する場合について、今後、異名義口座を支払口座に設定したことに関連して税法上・民法上の問題を含め如何なる不測の事態が発生したとしても、会員の責任と負担においてその一切を解決し、当社には迷惑をかけるものとはしません。</p>	<p>2. 当社に支払うべき債務の支払期日は、前項の支払方法の区分に従い、次のとおりとします。</p> <p>(1)会員の預金口座からの口座振替により支払う方法の支払期日は、毎月10日とし、締切日を毎月15日とします。なお、支払期日は、当社または金融機関の都合により毎月8日または13日とすることがありますのでその場合は別途通知します。なお、支払期日の当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。また、代金決済の支払口座に異名義口座(別法人、個人、または支社等の口座)の設定を希望する場合について、今後、異名義口座を支払口座に設定したことに関連して税法上・民法上の問題を含めいかなる不測の事態が発生したとしても、会員の責任と負担においてその一切を解決し、当社には迷惑をかけるものとはしません。</p>
<p>(本条第2項を当社が別途認めたカードの場合には以下の通りとする)2. 当社に支払うべき債務の支払期日は、前項の支払方法の区分に従い、次の通りとします。</p>	<p>(本条第2項を当社が別途認めたカードの場合には以下のとおりとする)2. 当社に支払うべき債務の支払期日は、前項の支払方法の区分に従い、次のとおりとします。</p>
<p>4. 会員は、前項の支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につき当社に支払うべき債務の口座振替にかかる費用(以下「再振替等にかかる費用」という)を</p>	<p>4. 会員は、前項の支払期日以降の任意の日において、その一部または全部につき当社に支払うべき債務の口座振替に係る費用(以下「再振替等に係る費用」という)を負担</p>

負担するものとします。	するものとします。
5. 再振替等にかかる費用は、法令の範囲内で当社が別途定める額とします。	5. 再振替等に係る費用は、法令の範囲内で当社が別途定める額とします。
(本条第7項を当社が別途認めたカードの場合には以下の通りとする) 7. 当社は、前6項に定める会員の毎月の支払額を会員の支払方法が第2項第1号の場合で、支払期日が毎月10日の場合は当月初旬に、支払期日が毎月26日の場合は当月中旬に、会員の支払方法が第2項第2号の場合で、締切日が15日の場合は翌月初旬に、締切日が末日の場合は翌月中旬に、当社の定める方法により、会員へ請求明細書に係る情報を連携し、通知します。通知を受けた後10日以内に当社に対して異議の申立てがない場合には、請求明細書の内容について承認したものとみなします。	本条第7項を当社が別途認めたカードの場合には以下のとおりとする) 7. 当社は、前6項に定める会員の毎月の支払額を会員の支払方法が本条第2項第1号の場合で、支払期日が毎月10日の場合は当月初旬に、支払期日が毎月26日の場合は当月中旬に、会員の支払方法が本条第2項第2号の場合で、締切日が15日の場合は翌月初旬に、締切日が末日の場合は翌月中旬に、当社の定める方法により、会員へ請求明細書に係る情報を連携し、通知します。通知を受けた後10日以内に当社に対して異議の申立てがない場合には、請求明細書の内容について承認したものとみなします。
第11条(退会)	第11条(退会)
3. 前2項の場合、当社が適当と認めるときは、債務の全額を第8条の定めによりお支払いいただくことがあります。また、退会後においても、カードを利用または会員番号を使用して生じたカード利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。	3. 前2項の場合、当社が適当と認めるときは、債務の全額を第8条の定めによりお支払いいただくことがあります。また、退会後においても、カードを利用または会員番号を使用して生じたカード利用に係るすべての債務について支払いの責を負うものとします。
第12条(カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消等)	第12条(カード利用の断りおよび一時停止、会員資格および使用者資格の取消し等)
4. (6)カード発行後2ヶ月以内に決済口座の設定手続きが完了しない場合 (7)使用者が会員の役員もしくは従業員でなくなった場合または会員から使用者資格の取消の申出があった場合(後者の場合において会員は、当社が使用者資格を取消したことにより生じた使用者との紛争につき、会員の責任と費用で解決するものとし、当社が被った全損害を補償するものとします。)	4. (6)カード発行後2ヵ月以内に決済口座の設定手続きが完了しない場合 (7)使用者が会員の役員もしくは従業員でなくなった場合または会員から使用者資格の取消しの申出があった場合(後者の場合において会員は、当社が使用者資格を取消したことにより生じた使用者との紛争につき、会員の責任と費用で解決するものとし、当社が被った全損害を補償するものとします)
(10) ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為	(10) ③取引きに関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
(12)会員または使用者に対し本条第9項または第10項または第20条第4項の調査等が完了しない場合や、調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合や、会員または使用者がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場	(12)会員または使用者に対し本条第9項または第10項または第20条第4項の調査等が完了しない場合や、調査の結果当社が会員として不適格と判断した場合、会員または使用者がこれらの調査等に対し虚偽の回答をした場合

合	
7. 当社は、第4項により、会員資格または使用者資格を 取り消 した場合、加盟店等にカードおよびチケット等の無効を通知または登録できるものとします。また、会員または使用者は、加盟店等を通じてカードおよびチケット等の返還を求められた場合、直ちに当該カードおよびチケット等を返還するものとします。会員は、本項の義務が履行できない場合にはその旨直ちに当社へ通知するものとします。	7. 当社は、第4項により、会員資格または使用者資格を 取 消した場合、加盟店等にカードおよびチケット等の無効を通知または登録できるものとします。また、会員または使用者は、加盟店等を通じてカードおよびチケット等の返還を求められた場合、直ちに当該カードおよびチケット等を返還するものとします。会員は、本項の義務が履行できない場合にはその旨直ちに当社へ通知するものとします。
8. 会員および使用者は、会員または使用者の会員資格もしくは使用者資格の 取 消後においても、カードを利用したまたは利用されたとき(会員番号の使用を含む)は当該使用によって生じたカード利用に係る 全 ての債務について支払いの責を負うものとします。ただし、使用者の支払債務は第7条第2項に定める範囲に限られるものとします。	8. 会員および使用者は、会員または使用者の会員資格もしくは使用者資格の 取 消し後においても、カードを利用したまたは利用されたとき(会員番号の使用を含む)は当該使用によって生じたカード利用に係る す べての債務について支払いの責を負うものとします。ただし、使用者の支払債務は第7条第 2 項に定める範囲に限られるものとします。
11. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ(送金) 取 引について、カードの利用を制限することができるものとします。	11. 当社は、当社における法令遵守の観点から当社が必要と認めた場合には、他のアカウントへのチャージ(送金) 取 引きについて、カードの利用を制限することができるものとします。
第13条(付帯サービス等)	第13条(付帯サービス等)
4. 会員または使用者は、第12条に定める会員資格の 取 消をされた場合、または第11条に定める退会をした場合、付帯サービス(会員資格取消前または退会前に取得済みの特典を含む)を利用する権利を喪失するものとします。	4. 会員または使用者は、第12条に定める会員資格の 取 消しをされた場合、または第11条に定める退会をした場合、付帯サービス(会員資格取消前または退会前に取得済みの特典を含む)を利用する権利を喪失するものとします。
第14条(期限の利益の喪失)	第14条(期限の利益の喪失)
1. (1)仮差押、差押、競売の申請、破産または再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき。 (2)租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき。 (3)自ら振り出した手形、小切手が 不 渡になったとき、または一般の支払いを停止したとき。 (4)当社に支払うべき債務の履行を遅滞した 場 合。 (5)会員または使用者が第12条第4項第9号または第10号の事由に該当したことが判明した 場 合	1. (1)仮差押、差押、競売の申請、破産または再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき (2)租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき (3)自ら振り出した手形、小切手が 不 渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき (4)当社に支払うべき債務の履行を遅滞した と き (5)会員または使用者が第12条第4項第9号または第10号の事由に該当したことが判明した と き
2. (1)商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。	2. (1)商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき

<p>(2)本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。</p> <p>(3)その他信用状態が悪化したとき。</p> <p>(4)会員が会員資格を取消された場合または使用者が使用者資格を取消された場合。</p>	<p>(2)本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき</p> <p>(3)その他信用状態が悪化したとき</p> <p>(4)会員が会員資格を取消された場合または使用者が使用者資格を取消された場合(ただし、第12条4項第8号の事由に基づく場合を除きます)</p>
<p>第16条(紛失・盗難・偽造)</p>	<p>第16条(紛失・盗難・偽造)</p>
<p>1. カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・盗難・詐取・横領等(以下まとめて「紛失・盗難」という)により他人に不正利用された場合、会員および使用者は、連帯して本規約に基づきその利用に係る全ての債務について支払いの責を負うものとします。ただし、使用者は、使用者に対して貸与されたカードまたはカード情報の利用により発生する債務についてのみ会員と連帯して支払いの責を負うものとします。</p>	<p>1. カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・盗難・詐取・横領等(以下まとめて「紛失・盗難」という)により他人に不正利用された場合、会員および使用者は、連帯して本規約に基づきその利用に係るすべての債務について支払いの責を負うものとします。ただし、使用者は、使用者に対して貸与されたカードまたはカード情報の利用により発生する債務についてのみ会員と連帯して支払いの責を負うものとします。</p>
<p>2. 会員および使用者は、カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・盗難にあったときは、速やかにその旨を当社に通知し最寄の警察署に届出るとともに、書面による所定の届けを当社に提出するものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、当社への電話での連絡により届出することもできます。</p>	<p>2. 会員および使用者は、カードもしくはカード情報またはチケット等が紛失・盗難にあったときは、速やかにその旨を当社に通知し最寄りの警察署に届出るとともに、書面による所定の届けを当社に提出するものとします。ただし、当社が適当と認めた場合には、当社への電話での連絡により届出することもできます。</p>
<p>第17条(会員保障制度)</p>	<p>第17条(会員保障制度)</p>
<p>1. 前条第1項の規定にかかわらず、当社は、会員および使用者がカードもしくはカード情報またはチケット等の紛失・盗難により他人に不正利用された場合であって、前条第2項に従い警察ならびに当社への届出がなされたときは、これによって会員および使用者が被るカードまたはチケット等の不正利用による損害をてん補します。</p>	<p>1. 前条第1項の規定にかかわらず、当社は、会員および使用者がカードもしくはカード情報またはチケット等の紛失・盗難により他人に不正利用された場合であって、前条第2項に従い警察署ならびに当社への届出がなされたときは、これによって会員および使用者が被るカードまたはチケット等の不正利用による損害をてん補します。</p>
<p>2.</p> <p>(6)暗証番号の入力を伴う取引についての損害(ただし、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員および使用者に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません)</p>	<p>2.</p> <p>(6)暗証番号の入力を伴う取引についての損害(ただし、当社に登録されている暗証番号の管理について、会員および使用者に故意または過失がないと当社が認めた場合はこの限りではありません)</p>
<p>7. 会員または使用者は、前条第2項に従って当社に対して通知または届出た事項、および第4項の書類に記載した事項を、当社が必要に応じて、当社が契約する損害保険会社に提供することをあらかじめ承諾するものとします。</p>	<p>7. 会員または使用者は、前条第2項に従って当社に対して通知または届出た事項、および本条第4項の書類に記載した事項を、当社が必要に応じて、当社が契約する損害保険会社に提供することをあらかじめ承諾するものとします。</p>
<p>第18条(カードの再発行)</p>	<p>第18条(カードの再発行)</p>

カードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、当社所定の方法で届出を行い、当社が適当と認めた場合に限り再発行いたします。この場合、会員または使用者は当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。	カードを紛失・盗難、毀損、滅失等した場合には、当社所定の方法で届出を行い、当社が適当と認めた場合に限り再発行します。この場合、会員または使用者は当社所定のカード再発行手数料を支払うものとします。
第19条(カードの有効期限)	第19条(カードの有効期限)
2. 有効期限の2ヶ月前までにお申出がなく、当社が引き続き会員および使用者として認める場合には、新しいカードと会員規約を送付します。ただし、届出住所宛に当社が送付した郵便物が不着となった場合等当該届出住所宛に郵便物を発送しても到着しないと当社が認める場合には、送付を保留することができるものとします。	2. 有効期限の2ヵ月前までにお申出がなく、当社が引き続き会員および使用者として認める場合には、新しいカードと会員規約を送付します。ただし、届出住所宛に当社が送付した郵便物が不着となった場合等当該届出住所宛に郵便物を発送しても到着しないと当社が認める場合には、送付を保留することができるものとします。
第20条(届出事項の変更等)	第20条(届出事項の変更等)
1. 当社に届出たカード担当者、管理責任者、使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、国籍、在留資格、在留期間、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者およびその他の項目(以下総称して「届出事項」という)等に関する情報に変更が生じた場合は、会員または使用者が遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の方法により届出るものとします。	1. 当社に届出たカード担当者、管理責任者、使用者、住所、連絡先、代金決済口座、氏名、電話番号、電子メールアドレス、国籍、在留資格、在留期間、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者およびその他の項目(以下総称して「届出事項」という)等に関する情報に変更が生じた場合は、会員または使用者が遅滞なく当社の指定する金融機関または当社宛に所定の方法により届出るものとします。
5. 当社は会員又は使用者への意思表示・通知について、当該意思表示・通知を省略しても会員に不利益がない場合にはこれを省略して意思表示・通知があったものとみなすことができるものとします。	5. 当社は会員または使用者への意思表示・通知について、当該意思表示・通知を省略しても会員に不利益がない場合にはこれを省略して意思表示・通知があったものとみなすことができるものとします。
第21条(合意管轄裁判所)	第21条(合意管轄裁判所)
会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の所在地、商品等の購入地および当社の本社、支店、営業所所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。	会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員の所在地、商品等の購入地および当社の本社、支社、営業所所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。
第26条(カードショッピング)	第26条(カードショッピング)
2. 加盟店の店頭での利用手続き 商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができません(カードに署名欄がある場合に限り)。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代えてもしくは署名とともに暗	2. 加盟店の店頭での利用手続き 商品の購入その他の取引を行うに際し、加盟店にカードを提示して所定の売上票に署名することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。ただし、売上票の署名がカード裏面の署名と同一のものと認められない場合にはカードの利用ができません(カードに署名欄がある場合に限り)。なお、当社が適当と認めた加盟店においては、売上票への署名を省略すること、署名に代えてもしくは署名とともに

<p>証番号の店頭端末機へ入力すること、またはICチップを端末機等にかざしてご利用される場合(非接触ICチップでのご利用の場合。以下本条において同じ)には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。</p>	<p>暗証番号を店頭端末機へ入力すること、またはICチップを端末機等にかざしてご利用される場合(非接触ICチップでのご利用の場合。以下本条において同じ)には、ご利用の金額に応じサインレスもしくは売上票への署名をすること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。</p>
<p>3. 郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続き 郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを当社または他のクレジットカード会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、取引の申込み文書に会員番号、使用者の氏名、届出住所等を記入することにより、または電話で加盟店に対して上記の事項を告知することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。</p>	<p>3. 郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続き 郵便・ファックス・電話等によって取引を行うことを当社または他のクレジットカード会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、取引の申込み文書に会員番号、使用者の氏名、届出住所等を記入することにより、または電話で加盟店に対して上記の事項を告知することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。</p>
<p>4. オンライン取引の際の利用手続き コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社または他のクレジットカード会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、会員番号、使用者の氏名、届出住所等の個人情報をオンラインによって加盟店に送付することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。</p>	<p>4. オンライン取引の際の利用手続き コンピュータ通信・インターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社または他のクレジットカード会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合、カードの提示に代えて、会員番号、使用者の氏名、届出住所等の個人情報をオンラインによって加盟店に送付することにより、当該取引によって使用者が負担した債務の決済手段とすることができます。</p>
<p>6. 継続的利用代金の支払手段としての利用手続き 使用者は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、使用者は自らの責任においてカードの会員番号・有効期限等を事前に加盟店に登録するものとし、カードの更新や種類切替等により登録した会員番号・有効期限等に変更が生じたときまたは退会もしくは使用者資格の取消等によりカードが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知のうえ決済手段の変更手続を行うものとします。また、使用者は、当社が必要であると判断したときに、使用者に代わって当社がカードの会員番号・有効期限等の変更情報および無効情報等を加盟店(加盟店がカード決済を可能とするため契約締結する当社以外の法人等を経由する場合を含みます。)に対し通知する場合がありますことを、あらかじめ承諾するものとします。なお、カードの会員番号・有効期限等の変更情報には、当社から複数のカードを</p>	<p>6. 継続的利用代金の支払手段としての利用手続き 使用者は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金やその他継続的に発生する各種利用代金の決済手段としてカードを利用することができます。この場合、使用者は自らの責任においてカードの会員番号・有効期限等を事前に加盟店に登録するものとし、カードの更新や種類切替等により登録した会員番号・有効期限等に変更が生じたときまたは退会もしくは使用者資格の取消等によりカードが無効になったときには、登録した加盟店に対しその旨を通知のうえ決済手段の変更手続を行うものとします。また、使用者は、当社が必要であると判断したときに、使用者に代わって当社がカードの会員番号・有効期限等の変更情報および無効情報等を加盟店(加盟店がカード決済を可能とするため契約締結する当社以外の法人等を経由する場合を含みます)に対し通知する場合がありますことを、あらかじめ承諾するものとします。なお、カードの会員番号・有効期限等の変更情報には、当社から複数のカードを</p>

<p>貸与している場合は当社が貸与している別カードへの変更を含むものとします。</p>	<p>貸与している場合は当社が貸与している別カードへの変更を含むものとします。</p>
<p>7. カードの利用に際し、原則、当社の承認を必要とします。この場合、使用者は利用する取引、購入商品の種類または利用金額等により、当社が直接または提携クレジットカード会社、海外クレジットカード会社を経由して加盟店または使用者自身に対し、カードの利用状況等に関し照会を行うことをあらかじめ承諾するものとします。</p>	<p>7. カードの利用に際し、原則、当社の承認を必要とします。この場合、使用者は利用する取引、購入商品の種類または利用金額等により、当社が直接または提携クレジットカード会社、海外クレジットカード会社を経由して加盟店または使用者自身に対し、カードの利用状況等に関し照会を行うことをあらかじめ承諾するものとします。</p>
<p>第27条(立替払の承諾等)</p>	<p>第27条(立替払いの承諾等)</p>
<p>1. 会員および使用者は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払を行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払を委託しているものとみなします。会員および使用者は、当社が会員および使用者からの委託に基づき、会員および使用者の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の会員または使用者に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁(同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません)を放棄するものとします。</p>	<p>1. 会員および使用者は、当社に対し、前条に従い、加盟店等においてカードを利用した場合、当社が加盟店等に対し立替払いを行うことを承諾し、本規約に基づく契約の締結をもって、当社に対し当該個別の立替払いを委託しているものとみなします。会員および使用者は、当社が会員および使用者からの委託に基づき、会員および使用者の加盟店等に対する支払いを代わりに行うに際し、カード利用による取引の結果生じた加盟店等の会員または使用者に対する債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店等に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、加盟店等に有する抗弁(同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消し、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません)を放棄するものとします。</p>
<p>(1) 当社が、加盟店等に対し立替払を行うことを決定したこと(立替払の現実の実行の前後を問わない)により、当社が会員および使用者に対し、立替金相当額の債権を取得すること。この場合、当該立替払は、当社が適当と認める第三者を経由する場合があります。</p>	<p>(1) 当社が、加盟店等に対し立替払いを行うことを決定したこと(立替払いの現実の実行の前後を問わない)により、当社が会員および使用者に対し、立替金相当額の債権を取得すること。この場合、当該立替払いは、当社が適当と認める第三者を経由する場合があります。</p>
<p>(3) 提携クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、提携クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いまたは当該加盟店等から提携クレジットカード会社に債権譲渡し(これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります)、当社が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること。</p>	<p>(3) 提携クレジットカード会社と加盟店等との契約に従い、提携クレジットカード会社が当該加盟店等に立替払いし、または当該加盟店等から提携クレジットカード会社に債権譲渡し(これらの場合、当社が適当と認めた第三者を経由する場合があります)、当社が当該提携クレジットカード会社に立替払いすること。</p>
<p>2. カードの利用による取引上の紛議は会員および使用者と加盟店等において解決するものとします。また、カードの利用により加盟店等と取引した後に加盟店等との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。</p>	<p>2. カードの利用による取引上の紛議は会員および使用者と加盟店等において解決するものとします。また、カードの利用により加盟店等と取引した後に加盟店等との合意によってこれを取消す場合は、その代金の精算については当社所定の方法によるものとします。</p>

<p>3. 会員および使用者は、カード利用に係る当社債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容およびそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。ただし、通話明細情報については、会員および使用者の事前の承諾を得た場合にのみ開示されるものとします。</p>	<p>3. 会員および使用者は、カード利用に係る当社債権の特定と内容確認のため、カード利用により購入した商品、サービス、通話、その他の取引の内容およびそれに関する情報、通話先電話番号を含む通話明細情報が、加盟店から当社に開示されることを承諾するものとします。ただし、通話明細情報については、会員および使用者の事前の承諾を得た場合にのみ開示されるものとします。</p>
<p>第30条(キャッシュサービスの取引を行う目的・利用方法)</p>	<p>第30条(キャッシュサービスの取引を行う目的・利用方法)</p>
<p>1. 会員は、次の(1)、(2)に定める方法を使用者に行わせることにより、事業費資金とすることを取引を行う目的に当社から現金を借り受けることができます。</p>	<p>1. 会員は、次の(1)、(2)に定める方法を使用者に行わせることにより、事業費資金とすることを取引を行う目的に当社から現金を借り受けることができます。</p>
<p>第31条(キャッシュサービスの借入金のお支払い)</p>	<p>第31条(キャッシュサービスの借入金のお支払い)</p>
<p>2. 借入金(付利単位100円)に対して、年15.0%の割合の利率により年365日(閏年は年366日)で日割計算した利息をお支払いいただきます。ただし、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率および当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。</p>	<p>2. 借入金(付利単位100円)に対して、年15.0%の割合の利率により年365日(閏年は年366日)で日割計算した利息をお支払いいただきます。ただし、利息制限法に定める上限利率を超えないものとし、適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。利息制限法の適用の結果上限利率が当然に下げられた場合において、利息制限法の適用上、同法の上限利率が上昇する場合には、この上限利率および当初の適用利率のいずれか低い利率を上限として利率が変更されることがあります。</p>
<p>※貸金業法施行日(平成19年12月19日)以前に入会した会員は、当社から上記第33条に関する通知または上記第33条を含む本規約の送付を初めて受けた場合、1ヶ月以内に異議を申立てることができるものとします。</p>	<p>※貸金業法施行日(平成19年12月19日)以前に入会した会員は、当社から上記第33条に関する通知または上記第33条を含む本規約の送付を初めて受けた場合、1ヶ月以内に異議を申立てることができるものとします。</p>
	<p>カード管理者向けWEBサービス利用条項</p>
	<p>第34条(カード管理者向けWEBサービスの内容)</p>
	<p>1. 「カード管理者向けWEBサービス」は、会員または会員になろうとする法人(以下第38条まで総称して「会員」という)がインターネット上で各種入会・変更手続きを実施することを可能とするサービスをいいます。</p>
	<p>2. 会員が利用できるカード管理者向けWEBサービスの具体的な内容については、別途当社から会員に対し公表あるいは案内するものとします。</p>
	<p>3. 会員は、カード管理者向けWEBサービスを利用するためには、別途当社が指定する方法により利用登録を行う</p>

	ものとしします。
	4. 当社は、カード管理者向けWEBサービスの全部または一部について、予告なく変更・中断・廃止できるものとしします。その結果、会員または使用者に不利益が生じてても、当社は何ら責任を負わないものとしします。
	5. 会員は、カード管理者向けWEBサービスを自らの責任において利用するものとし、これによって被った会員または使用者の損害について、当社は何ら責任を負わないものとしします。
	第35条(URL等の管理)
	1. 会員は、カード管理者向けWEBサービスについて当社が発行する専用URLその他当社が提供する情報(以下まとめて「URL等」という)の管理および使用について責任を負うものとし、URL等の管理不十分、使用上の過誤または第三者による不正利用等による会員または使用者の損害について、当社は一切の責任を負わないものとしします。
	2. 会員は、第三者によってURL等が不正に使用されていることが判明した場合には、直ちに当社にその旨を通知し、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとしします。ただし、当該通知あるいは当社からの指示により当社が損害の補填の義務を負担するものではありません。
	第36条(変更の届出)
	会員は、カード管理者向けWEBサービスの利用登録の際に届出た内容について変更があった場合、速やかにその旨を当社が指定する方法により届出るものとしします。
	第37条(カード管理者向けWEBサービスの利用の中止等)
	1. 会員がカード管理者向けWEBサービスの利用の中止を希望するときは、当社が指定する方法により届出るものとしします。
	2. 会員がカード管理者向けWEBサービスを利用することにより発生した一切の債務は、カード管理者向けWEBサービスの解約後も何ら影響はなく、その処理に必要な限度で本利用条項が適用されるものとしします。
	3. 会員について以下のいずれかの事由が発生した場合、当社は何らの通知催告を要せず直ちにカード管理者向けWEBサービスの利用を中止することができるものとしします。 (1)カードが解約された場合

	(2)本利用条項に違反した場合 (3)カード管理者向けWEBサービスを6ヵ月以上利用していない場合 (4)その他、当社が不相当と判断する行為を行った場合
	第38条(カード管理者向けWEBサービスの免責事項)
	1. 当社の責によらない、通信機器、端末等の障害および通信上の障害やインターネット環境等の事由により、カード管理者向けWEBサービスの提供が遅延または不能となった場合、もしくは当社が送信した情報に誤謬、脱落が生じた場合、そのために生じた会員または使用者の損害について、当社は何ら責任を負わないものとします。
	2. 当社に故意または重過失がある場合を除き、カード管理者向けWEBサービスを利用することによって生じたいかなる損害についても、当社は何ら責任を負わないものとします。
(2024年4月改定)	(2025年5月改定)

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条(個人情報の収集・保有・利用等)	第1条(個人情報の収集・保有・利用等)
1. 使用者または使用者の予定者および会員の代表者または入会申込者の代表者およびカード担当者、管理責任者(以下総称して「使用者等」という)は、本規約(本申込みを含む。以下同じ)を含むりそなカード株式会社(以下「当社」という)との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービスの提供のため、下記(1)から(9)の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社が保護措置を講じたうえで収集(映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む)・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、使用者へのカードご利用代金のお支払い等のご案内(支払遅延時の請求を含みます)をすること、および、法令に基づき市区町村の要求に従って使用者の個人情報(入会申込書の写し・残高通知書等)を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等(これらの電子化されたものに係る記載事項の証明書を含みます)の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。	1. 使用者または使用者の予定者および会員の代表者または入会申込者の代表者およびカード担当者、管理責任者(以下総称して「使用者等」という)は、本規約(本申込みを含む。以下同じ)を含むりそなカード株式会社(以下「当社」という)との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービスの提供のため、下記(1)から(9)の情報(以下これらを総称して「個人情報」という)を当社が保護措置を講じたうえで収集(映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む)・保有・利用することに同意します。なお、与信後の管理には、カードの利用確認、使用者へのカードご利用代金のお支払い等のご案内(支払遅延時の請求を含みます)をすること、および、法令に基づき市区町村の要求に従って使用者の個人情報(入会申込書の写し・残高通知書等)を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等(これらの電子化されたものに係る記載事項の証明書を含みます)の交付を受けて連絡先の確認や債権管理その他の会員管理のために利用すること、を含むものとします。
(1)申込み時または入会後に使用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏	(1)申込み時または入会後に使用者等が提出する申込書、届出書、その他の書類に記入しまたは記載されている氏

<p>名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、勤務先、資産、負債、収入、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報(以下総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報、電話接続状況履歴(全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる)ならびにお電話等でのお問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報(以下総称して「属性情報」という)</p>	<p>名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、運転免許証番号、事業の内容、職業、法人名称・商号、取引を行う目的、会員の実質的支配者、勤務先、資産、負債、収入、国籍、在留資格、在留期間に関する情報等の情報(以下総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届出られた情報、当社届出電話番号の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報、電話接続状況履歴(全国の固定電話および携帯電話の接続状況調査の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号が含まれる)ならびに電話等での問合せ等により当社が知り得た氏名等の情報(これらすべての変更情報を含み、以下総称して「属性情報」という)</p>
<p>(2)使用者のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数、ID その他の識別情報等のご利用状況および契約内容に関する情報(クレジットカード利用可能加盟店等から当社が適法に取得する情報を含み、以下「契約情報」という)</p>	<p>(2)使用者のご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数、ID その他の識別情報等のご利用状況および契約内容に関する情報(加盟店等から当社が適法に取得する情報を含み、以下「契約情報」という)</p>
<p>(4)来店、お電話等でのお問合せ等により当社が知り得た情報(映像・通話内容を含む)</p>	<p>4)来店、電話等での問合せ等により当社が知り得た情報(映像・通話内容を含む)</p>
<p>(8)使用者等のインターネット(アプリ、アフィリエイトサイトを含む)上での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報(IP アドレス等)等</p>	<p>(8)使用者等のインターネット上(アプリ、アフィリエイトサイトを含む)での閲覧履歴、商品購買履歴、サービス利用履歴、位置情報等の履歴情報、利用されている端末の情報、ネットワーク情報(IP アドレス等)等</p>
<p>2. 使用者等は、当社が下記の目的のために前項の(1)(2)(3)(4)(8)(9)の個人情報を利用することに同意します。</p>	<p>2. 使用者等は、当社がクレジット事業(クレジットカード、ファクタリングを含む)、保証事業、融資事業、集金代行事業その他これらに付随する事業の次の目的のために前項の(1)(2)(3)(4)(8)(9)の個人情報を利用することに同意します。</p>
<p>(1)当社のクレジットカード関連事業(キャッシング・ローン等の金銭貸付事業を含む。以下同じ)における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス</p>	<p>(1)新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス</p>
<p>(2)当社のクレジットカード関連事業における市場調査、商品開発</p>	<p>(2)市場調査、商品開発</p>
<p>(3)当社のクレジットカード関連事業における宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動</p>	<p>(3)宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール送信等その他の通信手段を用いた営業活動</p>
<p>(4)当社が認めるクレジットカード利用可能加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール等その他の通信手段を用い</p>	<p>(4)当社が認める加盟店等その他当社の提携する者等の営業に関する宣伝物・印刷物の送付、電話および電子メール等その他の通信手段を用いた送信</p>

た送信	
(5)当社が認める クレジットカード利用 加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービスにおいて、個人情報に かかる データを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること(個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る)	(5)当社が認める加盟店等その他地方公共団体等および当社の提携する者等の各種プロモーション活動等を支援するデータ分析サービスにおいて、個人情報に 係る データを照合、分析することにより、統計レポートを作成すること(個人を識別し得ない統計情報として加工したものに限る)
第3条(利用の中止の申出)	第3条(利用の中止の申出)
使用者は、第1条第2項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、入会後に当社に対しその中止を申出することができます(以下、なお書きの内容を含めて同じ)。ただし、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、第7条第1項記載の窓口にご連絡ください。なお、第1条2項に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。	使用者は、第1条第2項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、入会後に当社に対しその中止を申出することができます(以下、なお書きの内容を含めて同じ)。ただし、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、第7条第1項記載の窓口にご連絡ください。なお、第1条 第2項 に同意しない場合でも、これを理由に当社が入会をお断りすることや退会の手続きをとることはありません。

個人情報の共同利用について

当社は、個人情報の保護に関する法律に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当社ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。	当社は、個人情報の保護に関する法律に基づき、収集した個人情報を共同利用できるものとし、個人情報の共同利用についてインターネットの当社ホームページへの常時掲載によって公表するものとします。 https://www.resonacard.co.jp/corporate/privacy/
---	--

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私(会員の名義人(会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員・実質的支配者等を含む。以下同じ))および使用者は、次の1.に規定する暴力団員等もしくは1.の各号のいずれかに該当する場合、2.の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または1.に もとづく 表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード 取引 が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私および使用者は、上記行為または虚偽の申告が判明した場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私および使用者の責任といたします。	私(会員の名義人(会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員・実質的支配者等を含む。以下同じ))および使用者は、次の1.に規定する暴力団員等もしくは1.の各号のいずれかに該当する場合、2.の各号のいずれかに該当する行為をした場合、または1.に 基づく 表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、このカード 取引 が停止・解約されても異議を申しません。あわせて、私および使用者は、上記行為または虚偽の申告が判明した場合、当然に貴社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。また、これにより損害が生じた場合でも貴社に何らの請求は行わず、一切私および使用者の責任といたします。
1. 貴社との 取引 に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成	1. 貴社との 取引 に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成

<p>員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の(1)から(5)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。</p>	<p>成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の(1)から(5)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。</p>
<p>(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。(3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。(4)暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。(5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。</p>	<p>(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること (4)暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</p>
<p>2. (1)暴力的な要求行為。(2)法的な責任を超えた不当な要求行為。(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。(4)風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為。(5)その他前記(1)から(4)に準ずる行為。</p>	<p>2. (1)暴力的な要求行為 (2)法的な責任を超えた不当な要求行為 (3)取引きに関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4)風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為 (5)その他前記(1)から(4)に準ずる行為</p>
<p>(2024年4月改定)</p>	<p>(2025年5月改定)</p>
<p>V21004(24.03) SCCB</p>	<p>V21004(25.04)RCD</p>